

夏期シンポジウム会計内規

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この内規は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における夏期シンポジウム開催における会計に関する必要な事項を定めるものである。

2. 講演料

- 1) 招待講演（基調講演、レビュー講演等）については、会計規程により講演料を支給することができる。
- 2) 一般講演には、講演料は支給しない。

3. 原稿料

講演要旨集への原稿料の支払いは会計規程による。

4. 旅費

招待講演の講演者、企画担当者ならびに企画担当者が特に協力依頼した者には会計規程により旅費を支給することができる。

5. 講演者の参加費および宿泊費

講演者の参加費および宿泊費は徴収する。ただし、招待講演の講演者の参加費は原則として徴収しない。

6. その他

手伝いの謝礼は会計規程により支払う。

(附則)

この内規は、理事会の承認を得て、平成31年2月16日から発効する。

(付記)

平成31年2月16日制定（理事会承認）